

## 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(昭和四十五年十二月二十五日法律第百三十七号) (抄)

### (一般廃棄物処理業)

#### 第七条

5 市町村長は、第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一から三まで 略

四 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ及びロ 略

ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ニ以下 略

### (産業廃棄物処理業)

#### 第十四条

5 都道府県知事は、第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 略

二 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 第七条第五項第四号イからチまでのいずれかに該当する者

ロ及びニ 略

ホ 個人で政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの

ヘ 略

### (許可の取消し)

**第十四条の三の二** 都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。

一から三まで 略

四 第十四条第五項第二号イ又はハからホまでのいずれかに該当するに至つたとき(前三号に該当する場合を除く。)

五以下 略

2以下 略

## 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令

(昭和四十六年政令第三百号) (抄)

(法律第七条第五項第四号ト、又及びルの政令で定める使用人)

**第四条の七** 法第七条第五項第四号ト、又及びルに規定する政令で定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

- 一 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）
- 二 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

(法律第十四条第五項第二号ニ及びホの政令で定める使用人)

**第六条の十** 法第十四条第五項第二号ニ及びホに規定する政令で定める使用人は、第四条の七に規定するものとする。